

令和7年度

観音寺市中山間地域等直接支払制度の実施状況の公表

令和7年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

I. 中山間地域等直接支払制度とは

中山間地域等では、高齢化が進展する中で平地に比べ農業の生産条件が不利なため、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、水源かん養や洪水防止等の農業が持つ多面的機能の低下が懸念されています。

このため、中山間地域等での農業の生産条件に関する不利を補正することにより、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保を図る観点から、直接支払交付金の交付を行なうものです。

II. 制度の概要

- ◇対象地域 特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法の指定地域及び県知事が指定する地域
- ◇対象農用地 傾斜等により農業生産条件が不利な1ha以上のまとまりのある農振農用地区域内の一団の農用地
- ◇対象行為 耕作放棄の発生防止等を内容とする集落協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等
- ◇対象者 集落協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

◇交付単価

地目	区 分	10aあたり単価（円）	
		体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜（1/20以上）	21,000	16,800
	緩傾斜（1/100以上1/20未満）	8,000	6,400
畑	急傾斜（15度以上）	11,500	9,200
	緩傾斜（8度以上15度未満）	3,500	2,800

III. 制度の実施状況

1. 集落協定の概要

(1) 協定数、参加者数、交付面積、交付金額

(単位：人、㎡、円)

年度区分	協定数	参加者数(人)	交付面積(㎡)	交付金額(円)
令和6年度	7	110	543,303	5,961,329
令和7年度	7	107	549,291	6,297,661

(2) 一協定当たりの平均規模

(単位：人、ha、千円)

年度区分	参加者数(人)	交付面積(ha)	交付金額(千円)
令和6年度	15.7	7.8	852
令和7年度	15.3	7.8	900

(3) 参加者一人当たりの平均

(単位：ha、千円)

年度区分	交付面積(ha)	交付金額(千円)
令和6年度	0.5	54
令和7年度	0.5	59

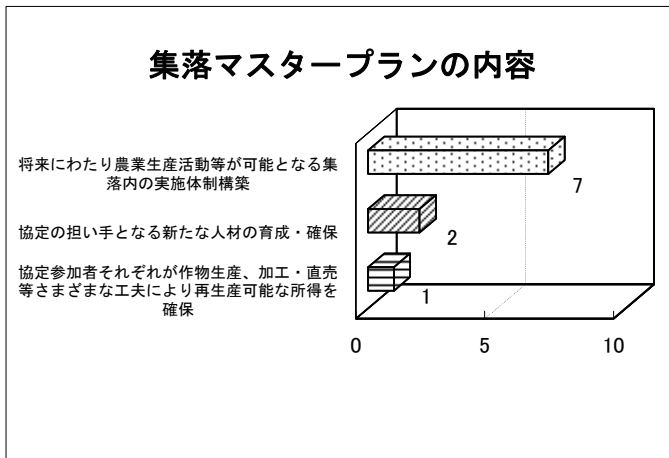
2. 集落協定別の協定参加者数、交付面積及び交付金額

(単位：人、㎡、円)

集落協定名	年度	協定参加者数 (人)	交付面積 (㎡)	合計 (㎡)	田(㎡)			合計 (㎡)	畑(㎡)			交付額 (円)
					山村振興法の指定地域		知事が指定する地域		山村振興法の指定地域		知事が指定する地域	
					急傾斜	緩傾斜			急傾斜	緩傾斜		
海老済・石砂	R6	11	128,791	1,935	1,935			126,856	101,155	25,701		1,293,870
	R7	12	154,102	1,935	1,935			152,167	125,958	26,209		1,580,883
田野々	R6	34	205,139	194,062	39,873	154,189		11,077	9,083	1,994		1,745,821
	R7	34	196,518	187,242	33,200	154,042		9,276	7,282	1,994		1,616,205
井関	R6	13	58,203	38,575	4,940	33,635		19,628	7,090	12,538		398,590
	R7	19	44,720	31,362	4,179	27,183		13,358	8,401	4,957		335,346
竹成・上野	R6	15	25,054	25,054	25,054							420,907
	R7	15	27,925	27,925	27,925							469,140
上野	R6	7	16,556	16,556			16,556					278,140
	R7	5	14,941	14,941			14,941					251,008
奥谷	R6	9	62,034	62,034	62,034							1,042,171
	R7	9	63,559	63,559	63,559							1,067,791
粟井池之内	R6	13	47,526	45,341	45,341			2,185	2,185			781,830
	R7	13	47,526	45,341	45,341			2,185	2,185			977,288
合計	R6	102	543,303	383,557	179,177	187,824	16,556	159,746	119,513	40,233		5,961,329
	R7	107	549,291	372,305	176,139	181,225	14,941	176,986	143,826	33,160		6,297,661

3. 集落協定の取組状況

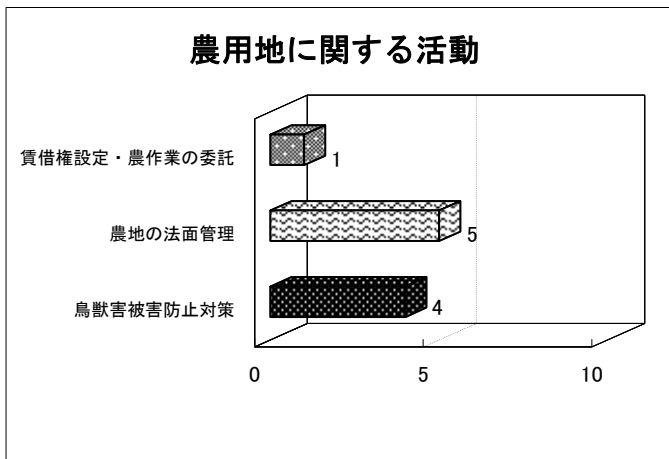
(1) 集落マスタープランの内容



集落の実情を踏まえ、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標（集落マスタープラン）としては、全集落が「将来にわたり農業生産活動が可能となる集落内の実施体制構築」としています。また、7集落のうち2集落は「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」を目標としています。1集落のみ「協定参加者それぞれが作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保」を目標としています。

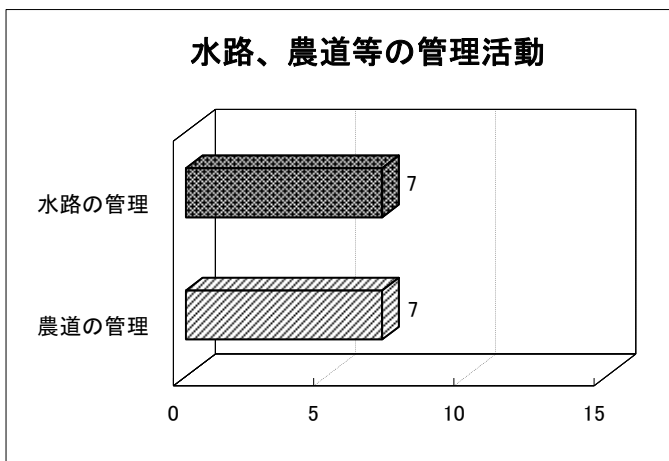
(2) 農業生産活動等への取組状況

①農用地に関する活動



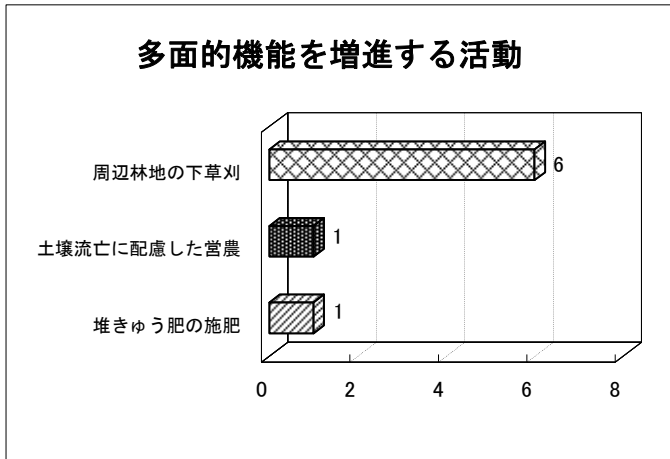
農業生産活動等への取組みの一つである「農用地に関する活動」においては、耕作放棄地の発生を未然に防ぐための「賃借権設定・農作業の委託」が1協定、「農地の法面管理」が5協定、「鳥獣被害防止対策」が4協定となっています。

②水路、農道等の管理活動



農業生産活動等の取組みの一つである「水路・農道等の管理活動」においては、「水路の管理」及び「農道の管理」とも7協定全てで実施されています。

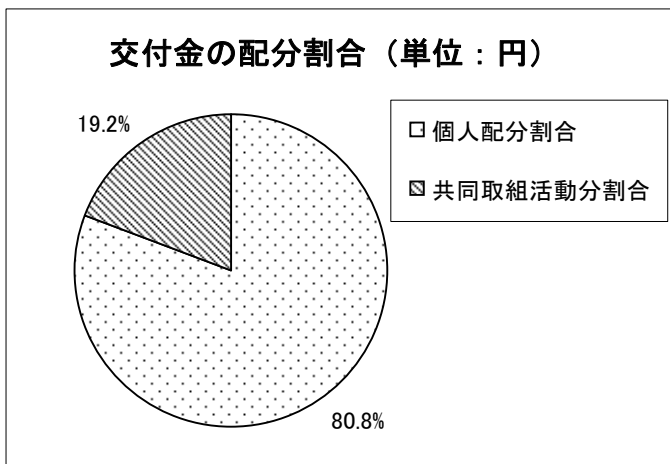
(3) 多面的機能を増進する活動への取組状況



多面的機能（国土保全機能、保健休養機能、自然生態系の保全等）を増進する活動においては、「周辺林地の下草刈」が6協定。「土壌流亡に配慮した営農」が1協定。「堆きゅう肥の施肥」が1協定となっています。

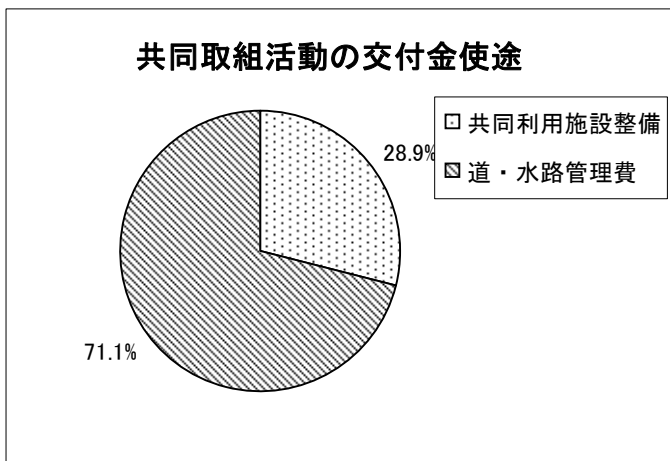
(4) 交付金の使途

① 交付金の配分割合



交付金の配分割合については、交付総額（6,297,661円）のうち、共同取組活動分への配分は19.2%（1,209,151円）、残りの80.8%（5,088,510円）が農業者への個人配分となっています。また、協定における交付金の配分割合は、共同取組活動へ交付金の50%を配分している協定が1協定、全額を共同取組活動に充てている協定が1協定。あとの5協定は、交付金を全額個人配分しています。

② 共同取組活動の交付金の使途



共同取組活動の交付金の使途としては、用水路改修等のための積立金である「共同利用施設整備」が28.9%、「道・水路管理費」が71.1%となっています。